

## 4 消滅時効

弁護士 上里 美登利

新法における消滅時効の定めについては、御池ライブラリー No.42 2015年10月号でまとめたが、実務的に重要な点を以下に補足する。

### 第1 経過措置について

#### 1 はじめに

新法においては、消滅時効の定めが大きく変わった。そこで、管理対象となる権利について、旧法と新法のどちらが適用されるかという点は、当面重要な課題となる。そのため、経過規定をまとめた。

#### 2 消滅時効期間について

##### (1) 原則

附則10条4項は、「施行日前に債権が生じた場合におけるその債権の消滅時効の期間については、なお従前の例による」と定める。

よって、施行日前に債権が生じた場合（施行日以後に債権が生じた場合であって、その原因である法律行為が施行日前にされたときを含む。以下同じ。附則10条1項）は、旧法における消滅時効期間の定めが適用される。

#### (2) 特則：不法行為に基づく損害賠償請求権

また、附則35条1項は、「旧法第724条後段（省略）に規定する期間がこの法律の施行の際既に経過していた場合におけるその期間の制限については、なお従前の例による」と定める。この定めからすると、旧法724条後段の20年間（除斥期間と解されていた）が経過していない場合には、新法が適用され、時効期間と解されるため、新法が定める更新・完成猶予が可能となる。

さらに、附則35条2項は、「新法第724条の2の規定は、…旧法第724条前段に規定する時効がこの法律の施行の際既に完成していた場合については、適用しない」と定める。そのため、新法施行の際、3年の消滅時効が完成していなければ新法が適用され、不法行為により生命・身体を侵害された被害者の損害賠償請求権の消滅時効期間は、損害及び加害者を知ったときから5年間となる（新

※参考(主な消滅時効期間 新旧対照表)

	旧 法		新 法	
	旧法	新法	旧法	新法
債権	166条1項・167条1項	権利を行使することができる時から10年間	166条1項1号	(1) 権利を行使することができることを知った時から5年間
			166条1項2号	(2) 権利を行使することができる時から10年間
			167条	但し、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求の場合は、20年間
定期金債権	168条1項前段	第1回の弁済期から20年間	168条1項1号	(1) 各債権を行使することができることを知った時から10年間
	168条1項後段	最後の弁済期から10年間	168条1項2号	(2) 各債権を行使することができる時から20年間
職業別の短期消滅時効	170条乃至174条	各債権により、1年間～3年間		廃止
不法行為による損害賠償請求権	724条前段	損害及び加害者を知った時から3年間	724条1号	(1) 損害及び加害者を知った時から3年間
	724条後段	不法行為の時から20年間(除斥期間)	724条2号	(2) 不法行為の時から20年間(消滅時効) 但し、人の生命・身体の侵害による損害賠償請求の場合は、5年間
確定判決又は確定判決と同一の効力を有するものによって確定した権利	174条の2第1項	10年間 (但し、確定の時に弁済期の到来していない債権を除く。174条の2第2項)	169条1項	10年間 (但し、確定の時に弁済期の到来していない債権を除く。169条2項)
商事消滅時効	商法522条	5年間	※整備法3条により削除	廃止

法724条の1号・724条の2)。

### 3 中断事由について

附則10条2項は、「施行日前に旧法第147条に規定する時効の中断の事由又は旧法第158条から第161条までに規定する時効の停止の事由が生じた場合におけるこれらの事由の効力については、なお従前の例による」と定める。

この原則論を受けて、附則10条3項は、施行日前において、新法151条で新設された、権利についての協議を行う旨の書面等による合意をしても、時効の完成猶予の制度は適用されないことを注記的に定めている。

## 第2 不動産の仮差押えによる時効猶予効について

仮差押えについては、旧法では、147条2号によって時効中断事由とされていた。そして、不動産の仮差押えによる時効中断の効力は、仮差押えの執行保全の効力(登記)が続いている間は時効が中断し続けている旨判断した最判平成10年11月24日民集52巻8号1737頁に基づく実務取扱いがされていると考えられる。

ところが、新法149条1号によって、仮差押えは「その事由が終了した時から6箇月を経過するまで」の時効完成猶予事由とされた。この「その事由が終了した時」について、例えば、仮差押えの登記手続と仮差押命令の債務者への送達が完了した時点を「事由が終了した時」と捉えるなどした場合、上記の実務取扱いを正面から見直す必要が生じるという懸念があった。そこで、新法下における上記判例をめぐる議論を確認する必要があると考えられた。

もっとも、この点については、法制審議会民法(債権関係)部会第79回会議<sup>1</sup>において言及されており、事務当局が「保全執行の効力が継続している限り、時効中断の効力は継続しているという判例法理については、今回の提案で変更する意図はありません。「その事由が終了した時」というのも、従来の判例法理における終了時点と同じ時点を指しているという趣旨で…そこを大きく変更するということはありません。」と回答しており、登記による保全執行の効力が終了する時点と捉え得るものと解される。もっとも、民事保全手続の暫定的機能を重視した本改正を踏まえて、判例変更がなされる可能性も否定できないとする見解<sup>2</sup>もあるため、今後の動向に注意する必要がある。

1 法制審議会民法(債権関係)部会(法務省Webサイト)  
[http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai\\_saiken.html](http://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_saiken.html)

2 日本弁護士連合会『実務解説 改正債権法』(株式会社弘文堂、平成29年)80頁